

# 人事労務通信

社会保険労務士事務所  
人事労務センター

〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
☎ 092-409-4188  
Fax 092-409-4187  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)



## もう チューリップ



仕事帰りに立ち寄った北九州市若松区のグリーン公園には、赤・黄・桃色のチュ

ーリップの花が咲き誇っていました。

公園の人は、「寒い今の時期に咲いて欲しいので、球根を冷蔵庫に一時期保管するなどして、この時期に咲かせるように工夫したのですよ。」とのことでした。



## 中小企業でも2021年4月1日より適用 同一労働 同一賃金

パートタイム・有期雇用労働法の施行によって、中小企業でも今年の4月から「同一労働同一賃金」が適用されるようになります。

主な改正内容

- ①同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当などあらゆる待遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。
- ②事業主は、短時間・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いやその理由などについて説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。

- ③「均等待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても行政ADR（裁判外紛争解決手続き）の対象となります。



今回の法改正への対応については、正規従業員とパート従業員の職務範囲や職責等の見直しを行い、そのうえで、不合理な格差があれば是正することが必要です。

具体的には、就業規則等の諸規則規程の改訂を含めて、取組を開始されることをお勧めします。

### 助成金情報

## 65歳超雇用推進助成金 ②

### 高齢者評価制度等雇用管理改善コース

今回は、高齢者向けの雇用管理制度の整備に係る措置を実施した事業主に対して一部経費の助成を行うコースです。

1. 対象となる措置は、以下のとおりです。
  - ・職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入または改善
  - ・希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度などの導入または改善
  - ・負担を軽減するための在宅勤務制度の導入または、改善
  - ・意欲と能力を発揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入または、改善などの措置があります。
2. 助成金額は、上記の取組みに要した経費に対して、下記の助成率を乗じた額となります。

生産性が6%以上アップ	中小企業の場合
満たした場合	75%
満たさなかった場合	60%

\*詳細については、お尋ねください。



人事労務センターホームページ  
<http://roumu.b-souken.com>

Eメール : [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 健康保険と厚生年金の保険料の徴収の時期

### Q&A

Q:社員を雇用したのですが、健康保険・厚生年金保険の保険料の徴収はいつからでしょうか？

A:毎月の保険料は、被保険者の前月分の保険料を給料から控除(天引き)できます。入社月の保険料も翌月控除となります。

Q:「月末退職者については、2ヶ月分の控除となる」と聞いたのですが、なぜでしょうか？

A:月末退職者については、翌月1日が資格喪失日です。したがって、保険料は、前月分と退職月の2ヶ月分を退職月の給与から同時に控除することになります。月途中の退職者は、退職月の保険料は発生しませんので、前月分のみを控除することとなります。

Q:納付の方法は、どのようになりますか？

A:毎月の保険料額については、事業所から提出される被保険者の資格取得や喪失等の届出内容を基に、毎月10日頃に前月分が確定され、20日頃、保険料納入告知書が送付されますので、月末までに納付して下さい。

Q:納付期限までに納付しなかった場合は、どうなりますか？

A:期限を指定した督促状により、督促を受けます。この指定期限をすぎると、納付期限の翌日から完納までの期間について延滞金がかかります。

## 女性社労士の会 華の会 2月例会

「華の会」は、福岡県内の女性社会保険労務士が参加する任意の会で、毎月一回開催される例会は、日常の社労士業務のなかで感じたり、業務を進める中で疑問に思った経験などを交流し、意見交換をおこなってきました。

「新型コロナウイルス感染症」の拡がりの

中で、昨年2月の例会を最後に、4月からの今年度の上半期は開催することができませんでしたが、10月からは、2カ月に1回のオンライン例会を開催してきました。



2月例会もオンライン例会で、各会員から、「コロナ禍の中での業務の取り組み」などの情報交換を行いました。

例会では、画面越しではありましたが、久しぶりに会員の皆さんのお元気な姿に、安心したり、励まされたりしました。



## あとがき

我が家の庭の梅の花が、開花しましたが、突然、大雪が降り、すっかり雪景色になりました。



「明日からは20度を超す温かさ、その後はまた寒くなる」との天気予報。そんな三寒四温を繰り返し、

やっと暖かい春がやってくるのでしょうか？

体調を崩さないように気をつけたいものです。

そんな折、東京に住む孫たちからの、ご機嫌伺のリモート通信に癒され、大いに元気ももらっています。



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)